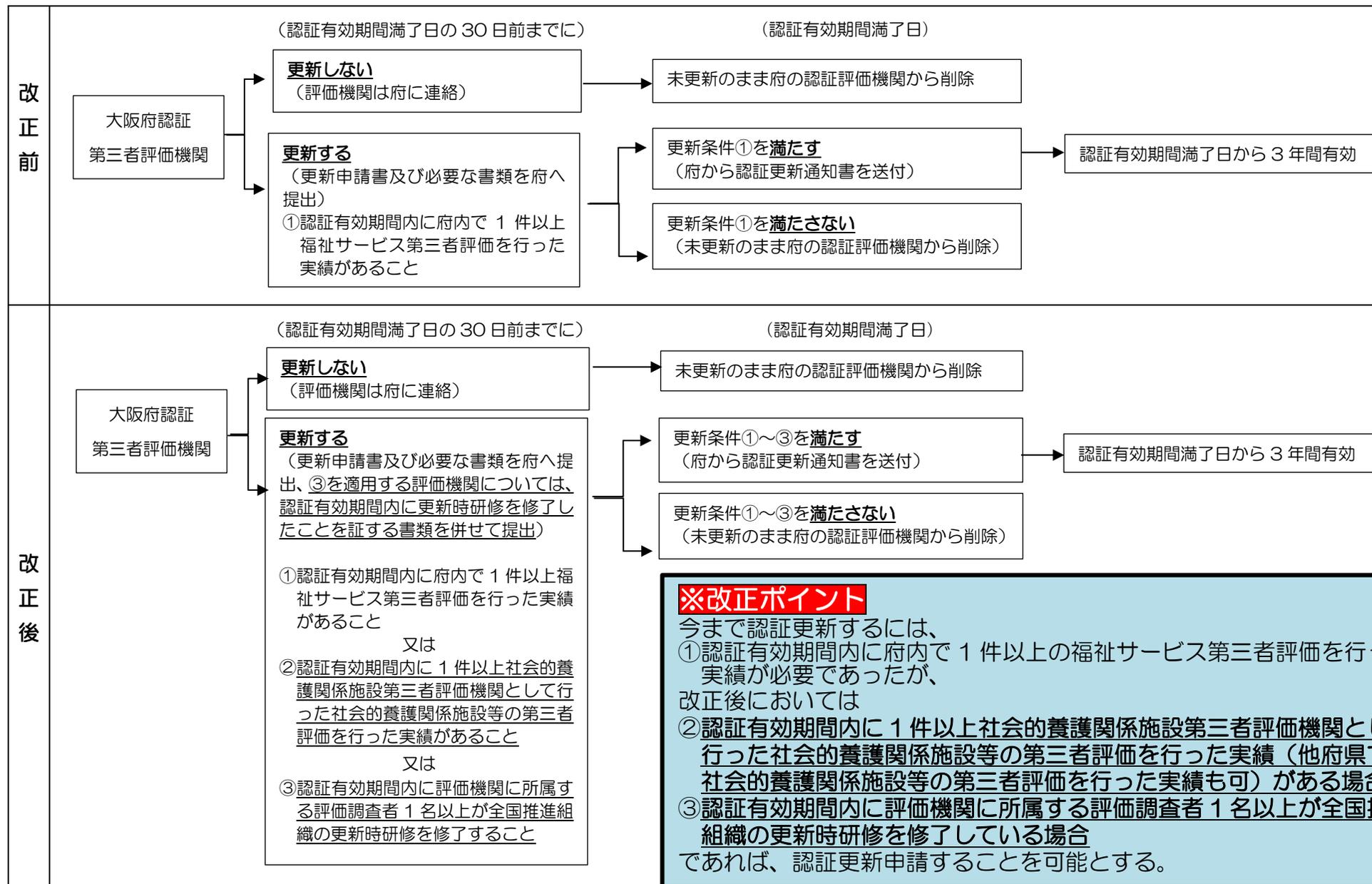


国通知に基づく大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱の改正について②

1. 評価機関の更新要件について

※大阪府更新の手続き（イメージ図）



## 2. 改正理由について

### <大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱第8条第1項>

- ①国通知では、更新のための評価件数に社会的養護関係施設に係る評価件数を含むことも可能としているため、府でも当該取り扱いに準拠し、社会的養護関係施設第三者評価機関として行った評価も実績として取り扱う。
- 社会的養護関係施設等に係る第三者評価については、「原則、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組み」とされているため、他府県での社会的養護関係施設第三者評価機関として行った社会的養護関係施設等に係る第三者評価実績についても評価機関の実績として認める。
- ※ただし、福祉サービス第三者評価（社会的養護関係施設等以外）については、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインが各都道府県で異なるため、他府県での実績は、認めない。
- 国の福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインで示されている直近3ヵ年度における評価件数が10件以上の数値を達成することは、評価実績の状況から分かるように困難である。そのため、従前から府で運用している更新要件を残しつつ、社会的養護関係施設等に係る第三者評価の実績を認めることを要綱第8条第1項に新たに追加した。

### <大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱第8条第2項>

- ②全国推進組織の更新時研修を活用し更新時研修の修了要件を追加することで、未更新による評価機関の減少を防ぎ府内の評価機関を一定数確保する。
- 府では、今まで現行の更新要件を満たすことができないため、未更新となり第三者評価事業を廃止する評価機関（以下「福祉サービス第三者評価機関の認証等状況（H31.4.1現在）」参照）があった。
  - 受審事業者が府内の複数の評価機関を選定・比較できること、高齢・障がい・児童の各分野のサービス種別評価の受審の必要性を鑑み、今般の国通知における「更新時研修」（資料5参照）を活用することを要綱第8条第2項に新たに追加した。

#### ※福祉サービス第三者評価機関の認証等状況（H31.4.1現在）

年度	認 証						認証辞退						認証取消等（未更新）						機 関 数
	社 協	N P O	株 式 会 社	有 限 会 社	財 団	社 団 其 他	社 協	N P O	株 式 会 社	有 限 会 社	財 団	社 団	社 協	N P O	株 式 会 社	有 限 会 社	財 団	社 団	
H17	1	18	8	5		1													33
H18~H25（略）																			
H26		1												2					16
H27		1												1					16
H28							1										1		14
H29														1					13
H30		1				2	1	1						1					15
H31																			15
計	2	26	12	7	2	3	1	2	1	3	3			17	7	3	1	1	
	53						9						29						